

千葉県鉄道駅耐震補強事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の主要な鉄道駅の耐震補強を実施し、鉄道駅利用者の安全の向上を図ると共に発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保することを目的とし、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助対象者に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、乗降客数が一日一万人以上の高架駅であって、かつ、折返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、鉄道事業の用に供する鉄軌道駅の建築物、及び緊急応急人員輸送の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鉄道事業者又は軌道経営者（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社を除く。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために直接に要した本工事費及び付帯工事費（移転補償費は含まない。）とする。

(補助金の額の算定)

第5条 補助金の額は、国の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、鉄道駅耐震補強事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施計画（変更）書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の根拠となる書類

(3) その他参考となる書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、鉄道駅耐震補強事業費補助金交付決定通知書

(様式第3号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、鉄道駅耐震補強事業費補助金交付申請取下届出書(様式第4号)により行うものとする。

(補助事業の変更の承認申請)

第9条 規則第5条第1項第1号の規定により承認を受けようとするときは、鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る補助事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第10条 規則第5条第1項第2号の規定により承認を受けようとするときは、鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事故報告)

第11条 規則第5条第1項第3号の規定により報告しようとするときは、鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る補助事業事故報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、その日。)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る補助事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(3) その他参考となる書類

(額の確定等)

第13条 補助金の額の確定は、鉄道駅耐震補強事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)に記載された補助金の額(予定額)と、鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る補助事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)に基づき算出した額のいずれか少ない額とする。

2 規則第13条の規定による通知は、鉄道駅耐震補強事業費補助金額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、鉄道駅耐震補強事業費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(返還命令)

第15条 市長は、補助対象者が補助金の交付を受けたにも関わらず、補助金の交付を受けた会計年度内に国から市と同額以上の補助金の交付を受けなかった場合には、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 規則第18条の規程による通知は、鉄道駅耐震補強事業補助金返還命令書(様式第11号)

によるものとする。

（取得財産等の管理等）

第16条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第17条 補助対象者は、市長が別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助対象者は、処分制限期間内において、前項に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の規程による承認を受けて、第1項に掲げる行為を行ったことにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付するものとする。

（補則）

第18条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月15日から施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

鉄道駅耐震補強事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

鉄道駅耐震補強事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

鉄道駅利用者の安全の向上を図ると共に発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため。

2 補助事業の内容

乗降客数が一日一万人以上の駅であって、かつ、折返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、柱・基礎等の補強（ブレース・耐震壁の設置等）により耐震補強を行う。

3 補助対象経費の配分及び使用方法

4 補助事業の着手（予定）期日及び完了予定期日、その他当該事業の遂行に関する計画

5 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

年度補助事業実施計画（変更）書

1 補助対象経費の内訳

（単位：円）

費目	補助事業計画額				完了予定 期 日	備考
	計画額	年度まで (実績)	年度	年度以降		
合計						

- （注） 1 補助事業の費目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。
 2 計画額の変更は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

様式第2号（別添）

年度補助事業実施計画経費積算書

（単位：円）

費目	内容	積算内訳

様

鉄道駅耐震補強事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった鉄道駅耐震補強事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

平成 年 月 日

千葉市長

記

- 1 補助事業の内容は、平成 年 月 日付で申請のあった鉄道駅耐震補強事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助対象経費及び補助金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費金 円
補助金の額（予定額）金 円

- 3 補助対象経費の額は、次のとおりとする。

経費名	項目名	補助対象経費の額
合 計		

- 4 交付の条件

- ①補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- ③補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第 4 号

鉄道駅耐震補強事業費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで補助金の交付決定通知のあった鉄道駅耐震補強事業費助金については、交付の決定の内容又は交付決定に付された条件について不服があるので、交付申請（平成 年 月 日付け）を取り下げます。

記

不服のある交付決定内容又は 交付決定に付された条件	理 由

様式第5号

鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る
補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で補助金の交付決定通知のあった鉄道駅耐震補強事業費補助金について、下記理由により、その内容又は経費の配分を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に括弧書きしたもの
- 4 その他必要な書類

鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で補助金の交付決定通知のあった鉄道駅耐震補強事業費補助金について、下記により、同事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 同事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象事業の支出額内訳

経費の配分	既施行部分額	未施行部分額	計	摘 要
計				

- 3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1) 中止期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 完了予定期日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

- 4 その他必要な書類

様式第7号

鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る
補助事業事故報告書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で補助金の交付決定通知のあった補助事業について、下記の
事故が発生したので報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る
補助事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日

（あて先）千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

平成 年 月 日付で補助金の交付決定通知のあった鉄道駅耐震補強事業を完了（廃止）したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業に要した経費

（単位：円）

費目	本年度 計画額 A	本年度 実績額 B	計画額 との差額 A - B	本年度実績の概要	備考

2 完了（廃止）した補助事業の概要

3 補助事業の完了（廃止）年月日 平成 年 月 日

4 その他関係書類

様

鉄道駅耐震補強事業費補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで完了実績報告のあった鉄道駅耐震補強事業費補助金の額を、下記のとおり確定したので通知します。

平成 年 月 日

千葉市長

記

補助金の額は、次のとおりである。

補助金の額 金 円

様式第10号

鉄道駅耐震補強事業費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

印

次の金額を請求します。

一金 円

様

鉄道駅耐震補強事業費補助金返還命令書

平成 年 月 日付けで交付額確定通知した補助金について、鉄道駅耐震補強事業費補助金交付金要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 返還すべき金額
- 3 返還期限
- 4 返還を命ずる理由
- 5 補助金交付決定額
- 6 補助金交付確定額
- 7 補助金既交付額
(部 課 係担当)

鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る
財産処分承認申請書

第 号
年 月 日

(あて先) 千葉市長

補助対象者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名 印

鉄道駅耐震補強事業費補助金に係る財産を下記のとおり処分したいので申請します。

記

- 1 処分しようとする財産
 - ア 種 類
 - イ 名 称
 - ウ 位 置
 - エ 構造及び性能
 - オ 数 量
- 2 処分の内容
- 3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 4 処分の相手方の利用計画
- 5 処分しようとする理由
- 6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細